

農林水産省所管分野の個別施設計画の主たる内容の一覧表について

1. 平成 25 年、政府は、国、地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を策定した。これにより、各インフラの管理者等において、令和 2 年度までのできるだけ早い時期に「個別施設毎の長寿命化計画」（以下「個別施設計画」という。）を策定することとなった。このことを踏まえ、農林水産省は、平成 26 年、本省が所管する分野について、農村振興局、林野庁、水産庁がそれぞれインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするため「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を平成 26 年 8 月 19 日に策定し、以来、各インフラの管理者等による個別施設計画の策定を推進しているところ。
2. 「新経済・財政再生計画改革工程表 2018」（平成 30 年 12 月 20 日経済財政諮問会議）において、個別施設計画の策定、見直し・充実化を促進するため、関係省庁が地方公共団体ごとに個別施設計画の主たる内容を記載した一覧表を公表することとなり、令和 2 年 3 月、本省は、本省所管分野における個別施設計画の主たる内容のうち「施設保有量」を地方公共団体ごとに記載した一覧表の公表を行った。
3. また、「新経済・財政再生計画改革工程表 2020」（令和 2 年 12 月 18 日経済財政諮問会議）において、「個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表について、その見える化の内容の充実を図る」とし、見える化の内容として「施設数、施設の老朽化状況（供用年数、健全性）、計画の策定年度・公表の有無・計画期間、維持管理・更新の方針など」が示されたため、令和 3 年 3 月、本省は、これに基づく内容を見える化し、個別施設計画の策定、充実、計画の実行を推進するものである。
4. 本資料は令和 2 年 4 月 1 日時点で策定済の個別施設計画から、関係する情報を抽出し、取りまとめを行ったものであるため、計画策定以降に行われた補修・更新等により現時点の施設の状況とは異なっている場合もある。

○分野ごとの対象施設は以下のとおり。

分野	対象施設
農業水利施設	ダム、調整池、ため池、頭首工、用排水機場、水路、施設機械等
農道	橋梁（橋長 15m 以上）、トンネル
農業集落排水施設	管路施設、処理施設
地すべり防止施設	抑止工、抑制工
治山	保安施設事業に係る施設、地すべり防止施設等
林道	橋梁（橋長 4m 以上）、トンネル、その他重要な施設
漁港施設	外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地
漁場の施設	増殖場、養殖場
漁業集落環境施設	漁業集落排水施設